一般国道９号	京都府京都市西京区大枝沓掛町15番112から京都府南丹市園部町河原町４号26番５まで
一般国道24号	京都府京都市伏見区豊後橋町60番から京都府京都市伏見区豊後橋町761番まで
一般国道483号	兵庫県養父市八鹿町高柳字ナベ2146番１から兵庫県朝来市和田山町市御堂字ワタシ20番１まで
一般国道42号	和歌山県田辺市新庄町字西橋谷46番115から和歌山県田辺市稲成町字北皆代2838番１まで
一般国道８号	福井県敦賀市田結36字中川原９号２番地から福井県敦賀市田結52字アメミ11号１番地まで
一般国道８号	福井県敦賀市田結52字アメミ11号１番地から福井県敦賀市田結53字塚田19号２番地まで

2　指定する期日　平成25年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

国土交通省所管一般国道の路線の指定について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年三月十五日に、旭川水系河川整備計画（国管理区間）を策定したので、同条第六項の規定に基づき、策定した旨を公表する。

平成二十五年三月二十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

四国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成 25 年３月 29 日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道33号（高知西バイパス）	高知県吾川郡いの町字天神山6993番３地先から高知県吾川郡いの町大内字ハキ原39番１地先まで
一般国道55号（南国安芸道路）	高知県香南市夜須町出口字船渡275番１地先から高知県香南市香我美町徳王子字花宴399番１地先まで
一般国道192号（徳島南環状道路）	徳島県徳島市八万町橋北25番１から徳島県徳島市八万町大野148番１地先まで
四国横断自動車道（中土佐ＩＣ～四万十町中央ＩＣ）	高知県高岡郡中土佐町久礼字城山7174番２地先から高知県高岡郡四万十町平串字高尾994番６地先まで

2　指定する期日　平成25年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 25 年３月 29 日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道33号（高知西バイパス）	高知県吾川郡いの町字天神山6993番３地先から高知県吾川郡いの町大内字ハキ原39番１地先まで
一般国道55号（南国安芸道路）	高知県香南市夜須町出口字船渡275番１地先から高知県香南市香我美町徳王子字花宴399番１地先まで
四国横断自動車道（中土佐ＩＣ～四万十町中央ＩＣ）	高知県高岡郡中土佐町久礼字城山7174番２地先から高知県高岡郡四万十町平串字高尾994番６地先まで

2　指定する期日　平成25年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

九州地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 25 年３月 29 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

道路の種類	路線名	区間
一般国道	208号	大川市大字榎津字中曽利201番24から同市大字向島字前新開1421番10までの上下線

北海道開発局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成 25 年３月 29 日

北海道開発局長　関　　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道40号	北海道中川郡美深町字美深666番２から同町字敷島170番１まで
一般国道274号	北海道河東郡士幌町字中音更基線158番１から同町字士幌西２線136番24まで
一般国道236号	北海道河西郡中札内村協和東３線248番１から同郡更別村字更別南１線86番１まで
一般国道39号	北見市北上980番地から同市端野町川向68番１まで
一般国道233号	留萌市幌糠町字幌糠国有林留萌森林計画区留萌南部森林管理署86林班ほ小班から同市大字留萌村字留萌原野10線1156番３まで

2　指定する期日　平成25年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 25 年３月 29 日

北海道開発局長　関　　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道40号	北海道中川郡美深町字美深666番２から同町字敷島170番１まで
一般国道274号	北海道河東郡士幌町字中音更基線158番１から同町字士幌西２線136番24まで
一般国道236号	北海道河西郡中札内村協和東３線248番１から同郡更別村字更別南１線86番１まで
一般国道39号	北見市北上980番地から同市端野町川向68番１まで
一般国道233号	留萌市幌糠町字幌糠国有林留萌森林計画区留萌南部森林管理署86林班ほ小班から同市大字留萌村字留萌原野10線1156番３まで